

東京女子医科大学学会会則

昭和56年9月26日改訂 昭和58年9月24日改訂
昭和60年9月28日改訂 昭和63年9月24日改訂
平成3年9月28日改訂 平成6年9月24日改訂

総 則

- 第1条 本会を東京女子医科大学学会と称する。
第2条 本会は医学及び医術の進歩向上を計るを目的とする。
第3条 本会の目的を達するため次の事項を行なう。1. 集会 2. 雑誌発行
第4条 本会の事務所は当分、学校法人東京女子医科大学、学会室に置く。

会 員

- 第5条 本会の会員は本会の目的に賛同した医師、あるいは評議員の推薦を受けたものとする。
第6条 会員は次の3種とする。
普通会員 会費を納入する者
名誉会員 本会に対して特別な功勞のあるもので評議員の推薦による者
準会員 本学在學生
第7条 本会に入会するには、申込書に必要事項を明記し学会室に提出すること。
第8条 会員が転居、退会する時はその旨を学会室に申し出ること。但し、既納の会費は返済しない。

役 員

- 第9条 本会に次の役員を置く。会長1名、副会長1名、幹事若干名、評議員若干名。
会長は東京女子医科大学学長とし、本会一切の事務を総理し、副会長は評議員会で推挙し、会長が事故のある時は会長を代理して事務を分掌する。
第10条 幹事は会長が指名する。任期は2年とする。但し再任を妨げない。
第11条 評議員は東京女子医科大学学会会員の中より評議員及び会長の推薦を経て総会で承認を得た者とし、本会の重要な事項を審議する。任期は4年とする。但し、再任を妨げない。

集 会

- 第12条 本会の集会は例会、総会、幹事会、評議員会とする。
例会は1年4回開催し学術に関する講演討論を行なう。
総会は1年1回庶務、会計報告ならびに学術講演を行なう。
幹事会は定時及び随時に開催する。
評議員会は1年1回以上行なうものとする。

機関誌発行

- 第13条 本会の機関誌を『東京女子医科大学雑誌』と称し毎月1回発行し本会員に配布する。なお、本学職員の研究業績を大学年報2として年1回発行する編集を担当する。

経 費

- 第14条 経費は会費、入会金、寄付金、その他の収入をこれに充てる。
第15条 普通会員は会費を本会に前納すること。

細 則

- 第16条 本会で講演または討論する者は本会会員に限る。但し、会長の許可を得た者はその限りではない。
第17条 会員は自己の業績を機関誌に投稿することができる。
第18条 本会会則は評議員会の決議と総会の承認を得て変更することができる。
第19条 会則の施行に必要な内規を別に定める。

附 則

この会則は、平成6年10月1日より施行する。